パブリックコメント用 R5. 2. 27~R5. 3. 17

**R5-R7** 

第1次総社市地域福祉計画 (素案)

計画年度 R5~R7年度 ~「あなたにとって一番やさしいまち そうじゃ」の実現を目指して~

令和5年3月 総社市

### 関連計画

- ・第2次総社市総合計画後期基本計画
- ・福祉王国プログラム
- ・総社市障がい者計画
- ・総社市障がい福祉計画
- ・総社市障がい児福祉計画
- 総社市高齢者福祉計画
- 総社市介護保険事業計画
- ・健康そうじゃ 21
- 総社市自殺対策推進計画
- ・総社市国民健康保険特定健康 診査実施計画
- ・総社市子ども・子育て支援事 業計画

# 第1次総社市 地域福祉計画 (素案)

計画年度 R5~R7年度



目次
第1章 策定の趣旨及び位置付け2
1. 策定の趣旨2
2. 計画の位置付け3
3. 計画の役割4
4. 計画期間4
5. 策定の経緯5
6.構成6
第2章 総社市を取り巻く状況7
1. 総社市の概要7
2. 福祉を取り巻く社会の変化11
3. 総社市の地域包括ケアシステム11
第3章 総社市における地域福祉の課題16
1. 現状とニーズ16
2. 取り組むべき課題39
第4章 総社市が目指す将来像と施策の推進42
1. だれもが暮らしやすい社会をつくる43
2. 福祉サービスを活用して安心して暮らす47
3. 社会福祉法人や民間企業,NPO 法人の力を活かす49
5. 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる55
第5章 推進にあたって57
1.推進体制57
2. 計画の進行管理と評価57
第6章 資料58
本計画を構成する個別計画58
計画策定経過58
地域福祉計画策定関係部署等58

## 第1章 策定の趣旨及び位置付け

#### 1. 策定の趣旨

近年,疾病や障がい,介護,出産・子育てなど様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり,個人や世帯単位で複数分野にまたがる課題を抱えて複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。

また, 高齢者や単身世帯の増加, 社会的孤立などの影響により, 既存の支援制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性が顕在化しており, 様々な問題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

これまでも、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する 支援制度の創設など、各制度において支援の包括化や地域連携が進められてきましたが、こ れからはさらに制度や分野の枠組みに縛られず、多様なニーズに対応できる「全世代・全対 象型地域包括支援体制」を構築していくことが必要となってきています。

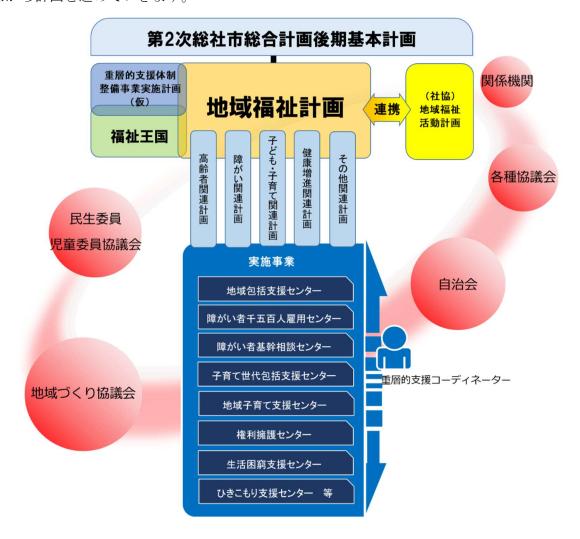
こうした社会的背景から、国は平成29年2月に地域共生社会の実現に向けて社会福祉法等の改正を行いました。それに合わせ、各自治体においても地域の課題や住民の生活課題を踏まえながら「目指す地域の姿」を明確にしたうえで、その実現に向けた地域福祉を推進するための目標を設定し、体制・組織、仕組みや資源の整備を定めた地域福祉計画を策定することが求められています。

そこで総社市としても、様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会を実現するため、制度や分野の縦割りを超えて、人と人、人と地域がつながる仕組みの構築を目指し、計画的な施策の実施や展開を定めた「総社市地域福祉計画」を策定します。

#### 2. 計画の位置付け

この「総社市地域福祉計画」は、「第2次総社市総合計画後期基本計画」を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として位置付けます。

また、保健・医療・福祉分野の計画である「総社市障がい者計画」、「総社市障がい福祉計画」、「総社市障がい児童福祉計画」、「総社市高齢者福祉計画」、「総社市介護保険事業計画」、「健康そうじゃ 21」、「総社市自殺対策推進計画」、「総社市国民健康保険特定健康診査実施計画」、「総社市子ども・子育て支援事業計画」などの上位計画として位置付けるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律(第 14 条第 1 項)に基づく「成年後見制度利用促進計画」や再犯の防止等の推進に関する法律(第 8 条)に基づく「成年後見制度利用促進計画」や再犯の防止等の推進に関する法律(第 8 条)に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものとし、各分野の取組を連動させて必要な施策を推進します。さらに、福祉分野に特化して課題ごとに目標等を設定して施策を進めている「福祉王国プログラム」や、今後策定を検討している「総社市重層的支援体制整備事業実施計画(仮)」、また、総社市社会福祉協議会が策定する「総社市地域福祉活動計画」とも連携しながら計画を進めていきます。



#### 3. 計画の役割

この「総社市地域福祉計画」は、地域福祉の推進のため、その地域における福祉全体を俯瞰し、諸分野の上位計画として各個別計画を体系的に整理し、計画の一体化や連携・多機関協働の明確化を図る役割を持ちます。これにより、分野別の計画に横串をさし、それぞれの縦割りの計画・施策を総合的かつ包括的に推進することを目指します。

本計画は福祉分野における各計画の「上位計画」であることから,各個別計画においては,本計画の理念や基本的な考え方を踏まえ,計画の策定や更新,施策の推進をしていくこととなります。

また,本計画は保健・医療・福祉分野だけではなく,その他の関連分野の計画と連携して 総合的に地域共生社会の実現を推進します。

#### 4. 計画期間

令和5年度(2023年度)~令和7年度(2025年度)

第2次総社市総合計画後期基本計画に合わせることにより目標の進捗状況等の確認が確実なものとなることから、計画期間は令和5年度から令和7年度とします。ただし、関連計画の変更がある場合は、随時見直しを図ることとします。



#### 5. 策定の経緯

総社市では、これまで支援を必要としている市民や地域に配慮した、総社市独自の施策を展開してきました。「子育て王国そうじゃ」を掲げた子育て施策の推進、予約型乗合タクシー「雪舟くん」の運行、「障がい者千五百人雇用」や、「地食べ」による小規模農家の活性化など、総社流の政策は市民に限りなく優しく、寄り添い型の住民福祉と直結したものとなっています。

また,第2次総社市総合計画後期基本計画では,将来都市像を「岡山・倉敷に並ぶ新都心総社〜全国屈指の福祉文化先駆都市〜」と定めています。ここにいう福祉先駆都市とは,子どもから高齢者まで,切れ目のない,全国でも最高レベルの優しさといたわりを提供できるまちと考えています。

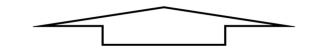
とかく福祉分野は事業の規模が大きく、国・県・市の予算配分の中でほとんどが全国一律、画一的な政策となりがちですが、本市ではそうした画一的な政策ではなく、お互いが支え合う仕組みづくりを模索し、他市にない独自政策を多く創っていこうとしています。例えば、要介護や要支援には該当しないが孤立感や困難を感じている高齢者、生活保護には至らないが生活が苦しい家庭とその家庭の子どもたち、障がい者福祉制度の利用には至らない発達障がいの人など、市民生活を送るうえで困難さを感じている人、それぞれの枠組みに合致せず福祉制度の狭間にある人などに、活き活きとした実感をもって生活していただけるよう、積極的に優しく手を差し伸べていきます。その一環として、平成27年に福祉や教育関係の有識者に参画いただき、市長をはじめとする幹部職員を構成員とした「全国屈指福祉会議」を設置しました。この会議では、速やかに事業に取り組むべき具体的なメニューをまとめたプログラムを「福祉王国プログラム」と称し、毎年、協議検討をしています。

「福祉王国プログラム」のほか、本市では、全国でも先駆的であったひきこもり支援センターの設置、権利擁護センターの中核機関の設置など、従来より福祉施策に注力してきました。しかし今後、少子高齢・人口減少等により地域社会の担い手が不足し、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えていくと予測される中、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指して、なお一層福祉施策を推進し、福祉を取り巻く環境を整理し、縦割りから脱却して横断的な対応ができる体制を構築するため「総社市地域福祉計画」を策定することとしました。

#### 6. 構成

本計画では、福祉分野の各方面から現状を分析の上、本市の地域福祉における横断的な課題とそれに対応して目指すべき将来像と推進すべき施策について示します。そして、これらの施策を通じ、第2期総社市総合計画後期基本計画の掲げる「あなたにとって一番やさしいまち そうじゃ」の実現を目指します。

第2期総社市総合計画後期基本計画 目指すべきまちの在り方 「あなたにとって 一番やさしいまち そうじゃ」



課題

- 1.新たな社会的課題への対応
- 2.ひとりひとりに寄り添った サービス提供
- 3.多様な主体が連携した地域 づくり
- 4.孤立・孤独や地域力の低下 への対応
- 5.包括的な支援体制の必要性

目指す将来像・推進施策

#### 1.だれもが暮らしやすい社会をつくる

- ・全庁的な連携体制の構築
- ・制度の狭間にある課題も含めた施策の推進
- ・制度横断的な課題への連携した対応
- ・権利擁護支援・成年後見制度利用の促進

#### 2.福祉サービスを活用して安心して暮らす

- ・各福祉サービスでの相談・支援体制の強化
- ・福祉サービスの情報提供・利用支援の推進

#### 3.社会福祉法人・民間企業・NPO法人の力を 生かす

- ・社会福祉法人の地域での公益的取組の推進
- ・多機関協働の仕組みの強化

#### 4.住民が地域でいきいきと活動できる

- ・住民主体の活動の場 や居場所づくりの支援
- ・地域福祉を推進する人材の養成
- ・地域で健康に暮らすための取組の推進

#### <u>5.住み慣れた地域で安心して暮らし続けるこ</u> とができる

- ・全世代の課題発見・見守り等の活動の推進
- ・多機関協働による包括的相談支援体制構築

これまで構築してきた地域包括ケアシステムを基盤とし、 「全世代型地域包括ケアシステム」を構築